

受領 令和6年2月27日 19時44分

通告番号(2)1/2

令和6年2月27日

読谷村議会
議長 伊波 篤 殿

読谷村議会議員
大城 友 誼 印

一般質問通告書

第532回読谷村議会定例会において次の事項の質問をしたいので、会議規則第61条第2項の規定により通告いたします。

質 問 要 旨	答弁を求める者
<p>1 能登半島地震の支援について伺う</p> <p>(1) これまでの支援状況について問う。</p> <p>ア どのような支援を行ったか。</p> <p>(2) 今後の支援について問う。</p> <p>どのような支援内容があるか。</p> <p>(3) 災害ボランティア支援について問う。</p> <p>ア 災害ボランティアの内容について問う。</p> <p>イ 災害ボランティア受付窓口について問う。</p> <p>ウ 読谷村からもボランティア支援者がいたか、又、今後のボランティア活動について伺います。</p>	
<p>2 「重要施設周辺及び国境離島等における土地利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」以下「重要土地等調査法」について伺う</p> <p>(1) 法律制定の背景と経緯について伺う。</p> <p>(2) 「重要土地等調査法」の内容について問う。</p> <p>ア 法1条の「重要施設」とは。</p> <p>イ 法1条の「土地等」とは。</p> <p>ウ 法1条の「機能を阻害する行為」とは。</p> <p>エ 法1条の「基本方針」とは。</p> <p>オ 法1条の「注視区域」とは。</p> <p>カ 法1条の「特別注視区域」とは。</p>	

質 問 要 旨	答弁を求める者
<p>キ 法1条の「注視区域と特別注視区域指定」とは。</p> <p>ク 法1条の「注視区域内にある土地等の利用状況の調査、当該土地等の利用の規制」とは。</p> <p>ケ 法1条の「特別注視区域内にある土地等に係る契約の届け出措置」とは。</p> <p>(3) 「重要土地等調査法」の問題点について伺う。</p>	
<p>3 令和6年度施政方針から伺う</p> <p>(1) はじめのあいさつで、読谷まつりが50回目を迎える節目の年で、これまで手作り・村民総参加のまつりとして積み重ねてきた半世紀の重厚な歴史を礎に、未来のむらづくりに向けた新たな時代の幕開けとなるまつりとなるよう、村民一丸となって取り組むとあるが、その内容について伺う。</p> <p>(2) 本年度の重点施策で、ゆんたんぎ産業づくり推進に、営農振興関連事業については、新たな商品開発による6次産業化の促進に取り組むとあるが、その取り組み内容について伺う。</p> <p>(3) 水産業について、港内の陸上養殖の試験操業や新商品開発に取り組むとあるがその内容について伺う。</p> <p>(4) スポーツコンベンション事業で、令和6年6月に「フレスコボールジャパンツアー2024 読谷カップ」が開催されるとあるが、その内容について伺う。</p> <p>(5) 安定的な農業経営者を育成するため、新たな担い手の育成や認定農業者、法人等の支援を行ってまいりますとあるが、その支援内容について伺う。</p> <p>(6) 瀬名波通信施設跡地において、県営土地改良事業の工事が行われているが、非農用地の整備につて、国や県と連携し、整備手法の調査研究に取り組むとあるが、その調査研究の内容について伺う。</p> <p>(7) 行政懇談会を実施するとあるが、その内容と実施時期について伺う。</p> <p>(8) 新たな価値観を持つ多様な主体も参画する、コミュニティづくりを推進し、分野横断的なむらづくりを図るとあるが、その内容について伺う。</p>	